

# JR東海労なごや

2018年9月18日No.1112  
JR東海労名古屋地方本部  
発行者：荻野隆一  
編集者：教宣部

## 2018年3月ダイヤ改正後の要求を提出

9月10日、JR東海労名古屋地本は、先の2018年3月に行われたダイヤ改正で発生している職場での様々な問題を集約し「申8号」として会社に提出しました。

要求は、基本要件15項目、各職場からの要求128項目で合わせて143項目にものぼりました。

乗務員は行路により仕事がきつくなったり、眠くなったり、ミスを起こしやすくなったりします。

行路作成には様々な取り決めがあり、行路作成に当たって担当者は制約を守る事で、睡眠時間、食事時間、拘束時間などにしわ寄せが寄っています。運用課の行路等作成者は大変とは思いますが、乗務員の仕事を決めているので細心の配慮を持って作成するように要求します。

今回提出した要求は職場での本音の声です。「現状のままとする」「そのような考えはない」などの回答に固持せず、前向きに検討することを強く求めます。

JR東海労名古屋地本申第8号  
2018年9月10日

2018年3月17日ダイヤ改正後の要求について

2018年3月17日ダイヤ改正実施以降、多くの問題や改善の声が職場で発生している。よって、下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉もしくは業務委員会を開催し誠意ある回答をすること。

記

### 【基本要件】

- 1 日勤行路の拘束時間が長すぎる。早い出勤は早く終え、遅い終了は遅い出勤時刻とすること。  
前泊行路は廃止し当日出勤できる時刻とすること。
- 2 日勤前日の訓練指定を止め遠距離通勤者の負担軽減を図ること。
- 3 行路途中、数時間もの無駄な労外時間が発生するが、食事時間や睡眠時間のとれない行路が多くある。無駄に長い労外時間を短くして、拘束時間の短縮、食事時間や睡眠時間の確保を図ること。
- 4 拘束時間を泊行路24時間、日勤行路10時間以内とすること。
- 5 明けを午前中とすること。
- 6 泊行路は、出勤時刻を10時以降とすること。睡眠時間が5時間確保できるように労外時間6時間以上とすること。
- 7 食事時間は、労外として1時間以上確保すること。
- 8 2時間以上乗務した場合は、生理現象も考慮し次列車乗務まで40分以上間合いを確保すること。
- 9 早め出勤が奨励される中、15～20分早め出勤が実施されているがサービス労働となっている。出勤した時点で勤務時間とすること。
- 10 CASTの設定、アルコール検査など出勤時の実施項目が追加されているが準備時間の変更は無い。また、新型車発機導入に伴い準備時間が不足しているため、準備時間を増やすこと。
- 11 折り返し時間10分、順方向乗り継ぎ5分を確保すること。
- 12 折り返し列車の乗継ぎは電話乗継ぎとすること。ほんの数分の遅れで電話乗継ぎと変更するために、指令・到着乗務員・乗継乗務員・駅が相互に連絡を取り伝達する手間を省くため。
- 13 運転士・車掌の基本動作を行うための時間が不足している。停車時分を最低45秒以上確保すること。
- 14 定期交番の乗り組みは固定せず、3ヶ月程度を目安に交代し一通り乗務できるようにすること。
- 15 高齢者のための行路を設定すること。

【基本要件のみ掲載】